



# 鳥取県公報

平成 18 年 11 月 14 日(火)  
第 7 8 3 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	開発行為に関する工事の完了 (812) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 2
	土地改良法による換地処分 (813) (耕地課) . . . . . 2
	地域森林計画の決定予定 (814) (林政課) . . . . . 2
	地域森林計画の変更予定 (2 件) (815・816) (〃) . . . . . 3
	保安林の指定予定 (817) (森林保全課) . . . . . 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (818～821) (〃) . . . . . 4
	海面における漁業の免許 (822) (水産課) . . . . . 7
◇ 監査公告	監査に基づき鳥取県議会及び知事が講じた措置の公表 (12) . . . . . 8
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林保全課) . . . . . 12
	警備業法に基づく検定の実施 (2 件) (警察本部生活安全企画課) . . . . . 16
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 19
◇ 調達公告	落札者の決定 (林政課) . . . . . 20
	一般競争入札の実施 (病院局総務課) . . . . . 20
	落札者の決定 (〃) . . . . . 22

# 告 示

## 鳥取県告示第 812 号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成 18 年 6 月 29 日 鳥取県指令第 200600037969 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市車尾南一丁目 15-54  
株式会社 西米商事 代表取締役 渡部 一正

## 鳥取県告示第 813 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 3 項の規定に基づき、智頭町が行う土地改良事業に係る五月田地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 4 項の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県告示第 814 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を立てる予定であるので、同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類  
千代川森林計画区に係る地域森林計画の計画書の案及び計画図の案
- 2 縦覧に供する期間  
平成18年11月14日から30日間
- 3 縦覧に供する場所  
鳥取県農林水産部林政課、東部総合事務所農林局及び八頭総合事務所農林局

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

**鳥取県告示第 815 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類  
天神川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案
- 2 縦覧に供する期間  
平成18年11月14日から30日間
- 3 縦覧に供する場所  
鳥取県農林水産部林政課及び中部総合事務所農林局

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

**鳥取県告示第 816 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類  
日野川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案
- 2 縦覧に供する期間  
平成18年11月14日から30日間
- 3 縦覧に供する場所  
鳥取県農林水産部林政課、西部総合事務所農林局及び日野総合事務所農林局

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

**鳥取県告示第 817 号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字久原字野尻谷137の1、137の2、139、140、140の1、大字曹源寺字屋敷486、499、500、  
字堤谷514、517、字真谷585、604、606の4、619の1、大字下西谷字扇谷514、517の1、517の2

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第 818 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市佐治町刈地字大谷奥491の1から491の12まで、492の1から492の4まで、493の1から493の5まで、  
字女夫岩494の1、494の2、字コンヤ谷498の1、498の2、字横走り508の1、508の2、字藤ハラ506の4、  
佐治町大井字ホウニン402の152、402の177から402の179まで、402の183、402の184、402の242から402の244  
まで、404の1、404の15から404の17まで、字南宮ノ谷431の1、432の1、字寺ノ谷463の1、463の4、字柚  
ヶ谷480の1、字熊ノ谷497の1、字岩井谷514から516まで、518、520、523、523の1、524、526の2、526の  
5から526の8まで、526の10、526の12から526の14まで、526の17から526の20まで、527、528、530、533、  
534、536から538まで、540から543まで、545、字松ゴ谷576の1、576の15から576の17まで、字南藤原谷584  
から586まで、佐治町加瀬木字大畑90、94、95の1、95の2、97の1、97の2、98の1、100から102まで、103  
の1、103の2、104から106まで、107の1、107の2、108、114から117まで、119、123、字東畑124、126、  
128から136まで、140から143まで、145、147の1、149から152まで、153の1、154から157まで、159、160の  
1、160の2、161、163の1、163の2、165、字柿原705、710の1、字香路口707、708、1003から1006まで、  
字高足2626、2627、2628の1、2628の2、2629の1から2629の4まで、2630、2631の1から2631の3まで、  
2632、字東畑上2640の1から2640の7まで、2641の1、2641の2、2641の4、佐治町加茂字大芋谷頭69、71、  
73、76、78、80、81、86、87、88の1、88の2、89の1、90、91、字大平ラ246の1から246の3まで、246の  
5から246の7まで

### (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市佐治町刈地字サアシラ480の1、字コンヤ谷498の1、498の2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第 819 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市佐治町栲原字焼山奥 367（次の図に示す部分に限る。）、字ヨン谷 400 から 405 まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第 820 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市佐治町尾際字南平1213の 1、1213の 2、1213の 6 から1213の37まで、1213の39から1213の44まで、1213の46から1213の55まで、1213の57から1213の82まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第 821 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市河内字小広国1460の 1、1460の 4、字安蔵1461の 4 から1461の 6 まで、1461の 8 から1461の12まで、1461の19（次の図に示す部分に限る。）、1461の20、1461の21、1461の23、1461の30から1461の32まで、字大吹1462の36（次の図に示す部分に限る。）、1462の37、1462の38、1462の44、1462の45
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市河内字池淵1459の 1 から1459の21まで、字小広国1460の 2、1460の 3
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第 822 号**

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 10 条の規定に基づき、平成 18 年 11 月 8 日に海面における漁業の免許をしたので、次のとおり告示する。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 (1) 免許番号 海区第 8 号

## (2) 漁業権者の住所及び名称

鳥取市賀露町西四丁目 1806

鳥取県漁業協同組合

## (3) 免許の内容

平成 18 年 9 月 22 日鳥取県告示第 684 号（海面における漁場ごとの漁業権の免許の内容たるべき事項等について。以下「免許内容告示」という。）1 (1) のとおり

## (4) 制限又は条件

免許内容告示 1 (5) のとおり

## (5) 存続期間 平成 18 年 11 月 8 日から平成 20 年 8 月 31 日まで

## 2 (1) 免許番号 海区第 9 号

## (2) 漁業権者の住所及び名称

鳥取市賀露町西四丁目 1806

鳥取県漁業協同組合

## (3) 免許の内容

免許内容告示 2 (1) のとおり

## (4) 制限又は条件

免許内容告示 2 (5) のとおり

## (5) 存続期間 平成 18 年 11 月 8 日から平成 20 年 8 月 31 日まで

## 3 (1) 免許番号 海区第 10 号

## (2) 漁業権者の住所及び名称

鳥取市賀露町西四丁目 1806

鳥取県漁業協同組合

## (3) 免許の内容

免許内容告示 3 (1) のとおり

## (4) 制限又は条件

免許内容告示 3 (5) のとおり

- (5) 存続期間 平成 18 年 11 月 8 日から平成 20 年 8 月 31 日まで
- 4(1) 免許番号 海区第 11 号
- (2) 漁業権者の住所及び名称  
鳥取市賀露町西四丁目 1806  
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容  
免許内容告示 4(1)のとおり
- (4) 制限又は条件  
免許内容告示 4(5)のとおり
- (5) 存続期間 平成 18 年 11 月 8 日から平成 20 年 8 月 31 日まで
- 5(1) 免許番号 海区第 12 号
- (2) 漁業権者の住所及び名称  
鳥取市賀露町西四丁目 1806  
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容  
免許内容告示 5(1)のとおり
- (4) 制限又は条件  
免許内容告示 5(5)のとおり
- (5) 存続期間 平成 18 年 11 月 8 日から平成 20 年 8 月 31 日まで

## 監 査 委 員 公 告

### 鳥取県監査委員公告第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 9 項の規定に基づき、鳥取県議会議長及び鳥取県知事から監査の結果（平成 18 年鳥取県監査委員公告第 7 号）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺  
鳥取県監査委員 井 上 耐 子

#### 第 1 監査結果に基づき鳥取県議会が講じた措置

##### 1 勧告に係る措置状況

勧 告	措 置 状 況
(1) 使途等が不適正な政務調査費の存在が認められた議員について不適正な使途等を是正させ、及び必要に応じて当該不適正な使途等に係る政務調査費の返還をさせる措置を講ずること。	監査委員の監査の結果指摘のあった事項に係る収支報告書の修正は、平成 18 年 8 月 31 日までに行われた。また、収支報告書の修正に伴い新たに発生した残額については、同年 10 月 12 日までに全額返還された。 政務調査費返還額 308,566 円
(2)ア 議員は、収支報告書を提出する場合には、出納簿、領収書、県外及び国外に係る旅行の報告書等の証拠書類を添付して議会事務局に提出することとする。なお、旅行における証拠書類の取扱いについて	鳥取県政務調査費交付条例（平成 13 年鳥取県条例第 9 号。以下「条例」という。）の一部を改正し、下記の内容を盛り込むこととする。 ① 議長は、収支報告書の内容の調査を事務局長に行わせる。



<p>ては、交通費、宿泊費等の領収書を整備して実費を支出する場合、収支報告書又は出納簿に調査内容等を記載して旅費規程に準じた額を支出する場合、さらにこれらを併用する場合の3通りの取扱いがあることから、これらを整理し、明確にすること。</p> <p>イ 議会事務局は、アに基づいて政務調査費の精算を行うこととすること。</p> <p>ウ イにより、監査委員が毎年の定期監査において政務調査費に係る監査を行うことができることとなるため、現行の代表監査委員の調査を廃止すること。</p> <p>(3) 政務調査費の対象外経費の再検討を含め、政務調査費の使途や手続き等を体系化した「政務調査費の使途に係る取扱指針」(仮称)を作成し、使途、手続き等を更に明確にし、すべての議員に対して周知徹底すること。</p>	<p>② ①の調査を行うために、議員は事務局長に領収書その他の証拠書類の写しを提出する。</p> <p>③ 事務局長は、報告を受けた証拠書類の写しを①の調査以外の目的に使用してはならない。</p> <p>④ 議長は、事務局長が議員から提出を受けた証拠書類の写しを利用してはならない。</p> <p>⑤ 現行の代表監査委員の調査を廃止する。旅費については、次のとおりとする。</p> <p>① 原則として領収書による実費とするが、領収書の写しが添付できない場合、旅費規程に基づいて議会が標準的に定めた旅費早見表の額(航空機については往復割引額料金、JRについては普通車指定席利用で往復割引料金を前提)を上限とする。</p> <p>② 自家用車利用の旅行については、燃料費及び小修理、車検費用等の必要な維持経費の6割を充当の対象とする。</p> <p>③ 県内の宿泊費については、原則として領収書による実費とし、13,300円(1泊2食)を上限とする。</p> <p>政務調査費の使途や手続き等を体系化した指針(以下「ガイドライン」という。)を作成し、手続き等を更に明確にし、すべての議員へ周知徹底する。</p> <p>ガイドラインについては、本年度中の制定に向けて作業を行う。</p>
--	---

2 意見に係る措置状況

意 見	措 置 状 況
<p>(1) 政務調査活動とその他の議員活動等との経費あんの妥当性について</p> <p>議会は、共通経費について、実態を踏まえたあんに係る基本的な考え方を検討されたい。また、その際には、県民の理解が得られるよう、一定の上限を定めることも検討されたい。</p> <p>議員においては、自らの経費のあん分率等の考え方について明確かつ合理的な説明ができるようにされたい。</p> <p>(2) 出納簿について</p> <p>議会は、各議員が鳥取県政務調査費交付条例施行規則(平成16年鳥取県規則第58号)第2条に掲げる表の区分別(調査研究費等の項目別)に目的、内容を記載した出納簿を作成するとともに、これを領収書の写し等の証拠書類と併せて提出することを義務付けられたい。</p> <p>(3) 領収書等の整備について</p> <p>議会は、領収書の写しにより支出の目的及び内容が明確になるよう、その整備方法(項目別の整理、</p>	<p>基準設定及び上限の設定は、議員活動が個々で異なるため、困難である。</p> <p>したがって、電話や事務所経費等政務調査以外の他の議員活動とのあん分を要する経費については、議員が自らその考え方を明示する。</p> <p>(意見に係る措置状況の内容は、ガイドラインに盛り込む。以下同じ。)</p> <p>収入、支出、残高、使途等の記載すべき事項を定めて、出納簿を作成する。</p> <p>支出目的や内容がわかる領収書の写しを添付する。</p>

<p>領収書への目的・内容の付記など) について検討されたい。</p>	
<p>(4) 収支報告書の金額と領収書との不一致について</p> <p>議員は、収支報告書の作成に当たっては、出納簿や領収書等の証拠書類との照合、確認を十分に行われたい。</p>	<p>出納簿や証拠書類との照合、確認を十分に行うよう、周知徹底を図る。</p>
<p>(5) 県外・国外への旅行について</p> <p>県外及び国外への旅行については、政務調査活動であることを確認できるようにするため、議員が調査先、調査の目的、内容等を記載した報告書類を作成し、証拠書類として提出することについて制度化されたい。</p>	<p>① 国外については、議員が報告書を作成し、証拠書類として提出する。</p> <p>② 県外については、目的・内容等を記載した調査先一覧表を作成し、領収書その他の証拠書類の写しと併せて提出する。</p>
<p>(6) 補助職員人件費の支出について</p> <p>議会は、議員が勤務日数、勤務時間等の勤務の実態が明確になる証拠書類を提出することを制度化されたい。</p>	<p>① 勤務実態を明らかにするため、領収書の写しに勤務日数を明示する。</p> <p>② 配偶者については、補助職員の対象から除外する。</p>
<p>(7) 高額な食糧費の支出について</p> <p>議会は、社会通念上妥当と認められる食糧費の考え方について検討されたい。</p>	<p>領収書による実費とするが、特別の理由がない場合は、県の食糧費の執行基準を上限とする。</p>
<p>(8) 高額な備品、事務用品及び図書に係る支出について</p> <p>支出の目的、内容等が明確にされていないものは、県民の理解を得難いものであるため、議員は、出納簿又は領収書において目的及び内容を明確に記載されたい。</p>	<p>① 支出目的や内容がわかる領収書の写しを添付する。</p> <p>② 10 万円以上の高額備品の購入については、政務調査費の対象としない。</p> <p>なお、パソコン、複写機等のリース料金は、政務調査費の対象とする。</p>
<p>(9) 内容が不明な支出について</p> <p>支出の内容が明確にされていないものは、県民の理解を得難いものであるため、各議員は、出納簿又は領収書において内容を明確に記載されたい。</p>	<p>出納簿や領収書の写しに支出の内容を明確に記載するよう、周知徹底を図る。</p>
<p>(10) 車両の減価償却費への充当について</p> <p>今後の車両の減価償却費への政務調査費の充当について、全国都道府県議長会から平成 13 年 10 月 16 日付けで出されている「政務調査費の使途の基本的な考え方」を参考にするなどして再検討されたい。</p>	<p>対象外とする。</p>
<p>(11) 対象外経費の支出について</p> <p>慶弔費等の対象外経費が今後政務調査費から支出されることのないよう、政務調査費の対象外経費について再度説明する等して、すべての議員に徹底されたい。</p>	<p>対象外経費が政務調査費から支出されることのないよう、周知徹底を図る。</p>
<p>(12) 議会事務局から支出された滞在費等と政務調査活動に係る宿泊費等との使途の重複について</p> <p>議会事務局は、特に滞在費（平成 17 年度から応招旅費として改定されている。）の考え方をすべての議</p>	<p>重複して支出されることのないよう、周知徹底を図る。</p>

<p>員へ再度説明する等、応招旅費や出張旅費等が政務調査の宿泊費等と重複して支出されることのないよう徹底されたい。</p>	
<p>(13) 過年度に支出した経費について 議員は、領収書の日付や内容を確認して、過年度に支出した経費を計上することのないようにされた</p>	<p>過年度に支出した経費を計上することのないよう、周知徹底を図る。</p>

3 総括的意見に係る措置状況

総括的意見	措置状況
<p>今後、政務調査費に係る新しいチェックの仕組みが速やかに構築され、一層の透明性のもとで、政務調査費が本来の目的に添って有効に活用され、各議員の調査研究の成果が県政に一層反映されるよう強く望むものである。</p>	<p>政務調査費は、議員が、住民意思を把握して、議案の審査や政策立案に反映させるために行う、県の事務に関する調査研究活動に要する費用である。 したがって、さまざまな県政課題、議題への対応、政策立案などのために各議員が行う調査研究活動を通して、二元代表制の一方である議会として、審議能力の強化を図るといふ本来の目的に沿って活用されなければならない。 このため、政務調査費に対する議員の自覚を高め、より一層の透明性を確保することにより、県民の理解と信頼される議会づくりに向けて、引き続き努力していく。</p>

第 2 監査結果に基づき鳥取県知事が講じた措置

勸告	講じた措置
<p>1 本件請求の「使途等が不適正な政務調査費を県に返還させること」について 鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対し、使途等が不適正な政務調査費の存在が認められた議員について不適正な使途等を是正させ、及び必要に応じて当該不適正な使途等に係る政務調査費の返還をさせる措置を講ずることを勧告する。その措置状況については、平成 18 年 10 月 31 日を期限として回答すること。</p>	<p>勧告のとおり県議会議員 4 名が 10 月 12 日までに、合計 308,566 円の政務調査費を県へ返還したことを確認した。</p>
<p>2 本件請求の「不当な支出を是正させる措置をとること」について 政務調査費の適正執行の観点から、不適正な使途への充当を是正させるための措置が必要であると判断し、鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対し、次のとおり勧告する。その措置状況については、平成 18 年 10 月 31 日を期限として回答すること。 (1) 政務調査費の精算手続等の見直し及びこれに伴う交付条例等の改正 ア 議員は、収支報告書を提出する場合には、出</p>	<p>県議会が精算手続等の見直し及び鳥取県政務調査費交付条例（平成 13 年鳥取県条例第 9 号）の改正を行う予定である。</p>

<p>納簿、領収書、県外及び国外に係る旅行の報告書等の証拠書類を添付して議会事務局に提出することとすること。</p> <p>なお、旅行における証拠書類の取扱いについては、交通費、宿泊費等の領収書を整備して実費を支出する場合、収支報告書又は出納簿に調査内容等を記載して旅費規程に準じた額を支出する場合、さらにこれらを併用する場合の3通りの取扱いがあることから、これらを整理し、明確にすること。</p> <p>イ 議会事務局は、アに基づいて政務調査費の精算を行うこととすること。</p> <p>ウ イにより、監査委員が毎年の定期監査において政務調査費に係る監査を行うことができることとなるため、現行の代表監査委員の調査を廃止すること。</p> <p>(2) 「政務調査費の使途に係る取扱指針」の作成と議員への周知徹底</p> <p>鳥取県知事及び鳥取県議会議長は、政務調査費の対象外経費の再検討を含め、政務調査費の使途や手続等を体系化した「政務調査費の使途に係る取扱指針」(仮称)を作成し、使途、手続等を更に明確にし、すべての議員に対して周知徹底すること。</p>	<p>県議会が指針を作成するとともに、議員への周知徹底を図る予定である。</p>
--	--

## 公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成18年10月13日付鳥取県告示第748号)の内容  
(告示の内容)

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

加藤 哲也	鳥取市河内字大山葵 1331
-------	----------------

〃	鳥取市河内字大山葵 1331 の 1
小谷 正	鳥取市河内字間賀谷 1458 の 33

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

竹内豊十郎	鳥取市河内字小山葵 1323 の 2
加藤 文和	鳥取市河内字大山葵 1324

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え  
置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき  
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、  
同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、  
森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変  
更予定の告示(平成 18 年 10 月 13 日付鳥取県告示第 749 号)の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

中西 敏明	八頭郡智頭町大字大内字小瀧尾 813 の 27
石谷 正樹	八頭郡智頭町大字大内字タレザコ 842
小坂 甚藏	八頭郡智頭町大字大内字ヒナタ 876

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成18年10月13日付鳥取県告示第750号)の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

前川哲之介	八頭郡智頭町大字三吉字下モ鷲ヶ巣 714
大谷 静栄	〃
浮田 一範	〃
浮田英太郎	〃
前川哲之介	八頭郡智頭町大字三吉字上ミ鷲ヶ巣 715 の 1

大谷 静栄	〃
浮田 一範	〃
浮田英太郎	〃
古田 壽恵	八頭郡智頭町大字三吉字上ミ鳶ヶ巣 715 の 2
小林 正春	〃
長石 光江	〃
山田 重秋	八頭郡智頭町大字三吉字ヲシガ谷 763 の 3
長石 敦	八頭郡智頭町大字三吉字ヲシガ谷 763 の 4
山田 重秋	八頭郡智頭町大字三吉字ヲシガ谷 763 の 5
河本 正行	八頭郡智頭町大字三吉字ヲシガ谷 763 の 8
玉木 久生	八頭郡智頭町大字三吉字ヲシガ谷 763 の 9
長石 敦	八頭郡智頭町大字三吉字ヲシガ谷 763 の 10
山田 重秋	八頭郡智頭町大字三吉字ヲシガ谷 763 の 12
河本 正行	八頭郡智頭町大字三吉字ヲシガ谷 763 の 14
山田 重秋	八頭郡智頭町大字三吉字ヲシガ谷 763 の 16
福原 文夫	八頭郡智頭町大字三吉字ヲシガ谷 763 の 21
河本 正行	八頭郡智頭町大字三吉字大詰谷 764
〃	八頭郡智頭町大字三吉字小詰谷 765
〃	八頭郡智頭町大字三吉字中ノ谷 766 の 2
渡邊サカ枝	〃
河本 正行	八頭郡智頭町大字三吉字枋谷 767 の 2
〃	八頭郡智頭町大字三吉字枋谷 767 の 4
〃	八頭郡智頭町大字三吉字カツラ谷 769
〃	八頭郡智頭町大字三吉字モ々木途 771
〃	八頭郡智頭町大字三吉字杉名谷 774
〃	八頭郡智頭町大字三吉字長途 777
〃	八頭郡智頭町大字三吉字ヲニガ途 779
古田 壽恵	八頭郡智頭町大字早瀬字中谷 455
小林 正晴	〃
中嶋 護	〃
中嶋 照治	〃
長石修一郎	〃
古田 壽恵	八頭郡智頭町大字早瀬字小詰谷 456

中嶋 護	〃
長石修一郎	〃
古田 壽恵	八頭郡智頭町大字早瀬字大詰谷 457
中嶋 護	〃
長石修一郎	〃

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

## 1 検定に係る警備業務の種別及び級

施設警備業務 1 級

## 2 実施日時

平成 19 年 2 月 23 日（金）午前 9 時から午後 5 時まで

## 3 実施場所

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 5 階大会議室

## 4 受検定員

30 名

## 5 検定の内容

## (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 施設警備業務の管理に関すること。

オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験



- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
- イ 施設警備業務の管理に関すること。
- ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 施設警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であること。
- (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

#### 7 検定申請書の受付期間

平成 18 年 12 月 4 日（月）から同月 15 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

#### 8 検定申請書の提出先等

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は申請期間の途中であっても締め切る。また、郵便等による検定申請書の提出は、認めない。

#### 9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し））
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面（所定の様式によること。）
- (3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
- (4) 施設警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面
- (5) 6 の(2)に該当する者は、1 級検定受検資格認定書の写し

#### 10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

#### 11 その他

- (1) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (2) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

---

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

#### 1 検定に係る警備業務の種別及び級

## 交通誘導警備業務 1 級

## 2 実施日時

平成 19 年 3 月 3 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで

## 3 実施場所

東伯郡北栄町由良宿 1300 鳥取県自動車運転免許試験場

## 4 受検定員

30 名

## 5 検定の内容

## (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 交通誘導警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であること。

(2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## 7 検定申請書の受付期間

平成 18 年 12 月 4 日（月）から同月 15 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

## 8 検定申請書の提出先等

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は申請期間の途中であっても締め切る。また、郵便等による検定申請書の提出は、認めない。

## 9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し））

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面（所定の様式によること。）

(3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

(4) 交通誘導警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面

(5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

#### 10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

#### 11 その他

(1) 受検者は、筆記用具を持参すること。

(2) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

#### 1 講習の種別及び受講対象者

##### 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

#### 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日時	場所	受講対象者
経験者講習		平成 18 年 12 月 5 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁本庁舎地階第 4 会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
		平成 18 年 12 月 18 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	米子市上福原 1226-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

#### 3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

#### 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

#### 5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
  - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

#### 6 携行品

筆記用具及び印鑑

## 調 達 公 告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- |                        |                               |
|------------------------|-------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量      | 鳥取県森林GIS開発業務 一式               |
| 2 契 約 方 式              | 総合評価一般競争入札                    |
| 3 落 札 日                | 平成18年11月1日                    |
| 4 落札者の名称及び所在地          | 株式会社パスコ鳥取営業所<br>鳥取市千代水一丁目100  |
| 5 落 札 金 額              | 49,350,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日            | 平成18年8月29日                    |
| 7 落 札 方 式              | 総合評価落札方式                      |
| 8 契約事務担当部局の名称<br>及び所在地 | 鳥取県農林水産部林政課<br>鳥取市東町一丁目 220   |

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

### 1 調達内容

#### (1) 調達物品の名称及び数量

手術台システム 5 式

#### (2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

#### (3) 納入期限

平成 19 年 3 月 31 日（土）

#### (4) 納入場所

倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院

#### (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。

#### (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

#### (2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者

の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)のうち、医療・理化学機器類に係るものを有していること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 18 年 11 月 17 日(金)正午までに 4 の(2)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成 18 年 11 月 14 日(火)から同月 30 日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号)第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局経営課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札に関する問合せ先

〒680-0804 倉吉市東昭和町 150

鳥取県立厚生病院事務局経営課用度担当

電話 0858-22-8181(内線 320)

#### (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

#### (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で、平成 18 年 11 月 14 日(火)から同月 21 日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 18 年 11 月 30 日(木)午後 1 時 30 分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取県立厚生病院中会議室(本館 3 階)

### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 18 年 11 月 22 日(水)午後 5 時までに提出しなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下

「財務規程」という。) 第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

### (5) 手続きにおける交渉の有無

無

### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Operating table system, 5 Set

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation :

5 :00 PM 22 November, 2006

(3) Date and Time for the submission of tenders : 1 :30 PM 30 November, 2006

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 0 :00 PM 30 November, 2006

(4) Please contact:Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural

Kousei Hospital 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

TEL 0858-22-8181 ex. 320

---

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量      | 鳥取県立厚生病院総合医療情報システム構築業務 一式      |
| 2 契 約 方 式              | 総合評価一般競争入札                     |
| 3 落 札 日                | 平成18年9月11日                     |
| 4 落札者の名称及び所在地          | 富士通株式会社鳥取支店<br>鳥取市永楽温泉町271     |
| 5 落 札 金 額              | 333,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日            | 平成18年7月14日                     |
| 7 落 札 方 式              | 総合評価落札方式                       |
| 8 契約事務担当部局の名称<br>及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局経営課<br>倉吉市東昭和町150   |